

株式会社都市建築確認センター

確認検査業務手数料規程

代表取締役記名押印

本田 實



確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社都市建築確認センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第47条に基づき、株式会社都市確認建築センター（以下「建確センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 確認申請に係る建築計画において、別表第1－2～第1－6に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。

3 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて算定するものとし、算定方法は、別表第2に掲げるとおりとする。

(1) 建築物の新築、改築、移転をする場合

①新規に確認申請をする場合

②計画変更の確認申請をする場合

③建確センターが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合

(2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更を行う場合

①新規に確認申請をする場合

a 同一棟のみの場合

b 別棟がある場合

②計画変更の確認申請をする場合

a 同一棟のみの場合

b 別棟がある場合

③建確センターが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合

4 建確センターは、建築確認の申請を受けるに際し、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関から法施行規則第3条の8の規定により「留意すべき事項」が通知された場合にあつては、建築主と協議の上、第1項に掲げる手数料の額に当該内容に応じた手数料の額を付加することができる。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備（昇降機以外の建築設備については、法第87条の4において準用する場合に限る。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物で法施行令第138条第1項から第3項に規

定するに関する確認の申請に係る手数料の額は別表第 4 に掲げるとおりとする。

- 2 法施行令第 138 条第 3 項第 2 号に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は第 2 条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第 1 に掲げる手数料を適用する。この場合において、別表第 1 の「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとし、築造面積の合計の算定については第 2 条第 3 項の規定を準用する。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第 5 条 業務規程第 2 6 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

- 2 別表第 1 の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、算定するものとし、算定方法は、別表第 6 に掲げるとおりとする。

(1) 階数が 3 以上である共同住宅の 2 階床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程の場合

(2) 建設地の特定行政庁が指定する工程の場合

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第 6 条 業務規程第 3 2 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第 1 に掲げるとおりとする。

- 2 別表第 1 の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ算定するものとし、算定方法は別表第 7－1 に掲げるとおりとする。

(1) 建築物の新築、改築、移転をする場合

(2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合

① 同一棟のみの場合

② 別棟がある場合

- 3 業務規程第 39 条に規定する仮使用認定を受けた建築物が、完了検査の申請を行う場合は、その手数料の額について別途協議して定めるものとする。

(完了検査の申請手数料の加算)

第 6 条の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能適合性判定が行われた建築物の完了検査を実施する場合の手数料の額は、前条第 1 項に掲げる額に、別表第 7－2 に掲げる額を加算した額とする。

(完了検査追加説明書の審査及び検査に係る手数料の徴収)

第 6 条の 3 法施行規則第 4 条の 2 に規定される「検査済証を交付できない旨の通知」

(別記第二十三号の二様式) が交付された場合において、当該様式記載の完了検査追加説明書の提出があったときは、その審査及び検査に要する手数料を別途徴収するものとする。

- 2 前項に掲げる手数料の額は、追加説明の内容に応じて別途協議して定める。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第 7 条 業務規程第 3 2 条に規定する建築設備(昇降機以外の建築設備については、法第 8 7 条の 2 第 1 項において準用する場合に限る。)に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 法施行令138条第3項第2号に規定する自動車車庫に関する完了検査の申請に係る手数料の額は第6条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1に掲げる手数料を適用する。この場合において、「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

(建築物等に関する仮使用の認定手数料)

第9条 業務規程第38条に規定する仮使用の認定に係る手数料の額は、仮使用認定一件につき別表第5に掲げるとおりとする。

(検査及び認定に係る出張費等)

第10条 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために確認検査員等の職員が出張する場合にあっては、第5条から第9条に掲げる手数料の額に、交通費及び宿泊に要する費用等の実費相当額を加算する。

- 2 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために、確認検査員等の職員が複数回の出張を要する場合にあっては、その程度に応じた額を徴収するものとする。
- 3 中間検査、完了検査及び仮使用認定のための検査の予約を、申請者の責により変更しようとする場合は、違約金を徴することができるものとする。

(手数料の減額)

第11条 建確センターが行う他の業務を確認又は検査とあわせて申請する場合の申請手数料については、別に定めることができる。

- 2 多量の申請が継続して見込める場合の確認又は検査の申請手数料については、別に定めることができる。
- 3 前各項に掲げるもののほか、特別の事由により必要がある場合には、期間を限定して、確認又は検査の申請手数料を別に定めることができる。

(附則)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 27 年 10 月 23 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

床面積の合計 (㎡)	手数料の額 (単位 : 円)				
	建築確認	直前の確認・検査が当社の場合		直前の確認・検査が当社でない場合	
		中間検査	完了検査	中間検査	完了検査
建築基準法第 6 条 1 項 3 号特例 (100 以内)	60,000	60,000	70,000	95,000	100,000
建築基準法第 6 条 1 項 3 号特例 (100 超 ~ 200 以内)	80,000	80,000	85,000	110,000	120,000
100 以内	80,000	60,000	70,000	95,000	100,000
100 超 ~ 200 以内	105,000	80,000	85,000	110,000	120,000
200 超 ~ 300 以内	140,000	100,000	110,000	140,000	160,000
300 超 ~ 500 以内	175,000	105,000	115,000	155,000	165,000
500 超 ~ 1,000 以内	220,000	120,000	130,000	175,000	190,000
1,000 超 ~ 2,000 以内	310,000	175,000	175,000	250,000	250,000
2,000 超 ~ 3,000 以内	400,000	240,000	265,000	340,000	330,000
3,000 超 ~ 4,000 以内	470,000	300,000	320,000	420,000	440,000
4,000 超 ~ 5,000 以内	570,000	320,000	350,000	480,000	500,000
5,000 超 ~ 6,000 以内	650,000	360,000	380,000	500,000	550,000
6,000 超 ~ 8,000 以内	720,000	400,000	420,000	520,000	600,000
8,000 超 ~ 10,000 以内	800,000	440,000	460,000	550,000	660,000
10,000 超 ~ 20,000 以内	1,080,000	600,000	660,000	880,000	940,000
20,000 超 ~ 30,000 以内	1,350,000	720,000	820,000	1,150,000	1,200,000
30,000 超 ~ 40,000 以内	1,710,000	880,000	1,100,000	1,450,000	1,870,000
40,000 超 ~ 50,000 以内	1,950,000	1,050,000	1,320,000	1,630,000	2,150,000
50,000 超 ~	2,200,000	1,200,000	1,650,000	1,850,000	2,420,000

別表第 1－2 検証法及び天空率その他特殊な計算を要する建築物の追加手数料

対象床面積（㎡）	手数料の額（単位：円）		
	避難安全 検証法	耐火・防火区画 性能検証法	限界耐力計算 エネルギー法
2,000 以内	50,000		
2,000 超 ～ 10,000 以内	90,000		
10,000 超 ～ 50,000 以内	130,000		
50,000 超	200,000		
天空率	区分の 1 毎に10,000		
延焼防止建築物等 （令136 条の2第一号ロ、第二号ロ）	50,000		

別表第 1－3 特定天井等の審査を要する場合の追加手数料（括弧内は計画変更時の手数料を示す。）

特定天井の面積（㎡）	手数料の額（単位：円／箇所）	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
200 超 ～ 500 以内	120,000 (84,000)	240,000 (168,000)
500 超 ～ 1,000 以内	180,000 (126,000)	360,000 (252,000)
1,000 超 ～	240,000 (168,000)	480,000 (336,000)
ただし、各事項に係る国土交通大臣の認定を受けたものについては、当該事項に係る適用を除外する。		

別表第 1－4 ルート 2 基準審査追加手数料

床面積の合計（㎡）	手数料の額（単位：円）
500 以内	100,000
500 超 ～ 1,000 以内	150,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	200,000
2,000 超 ～	応相談

別表第 1－5 構造計算を行った棟数が 2 以上の構造計算に係る審査の追加手数料

建築物の種別	手数料の額（単位：円）※千円未満切り捨て
構造計算上の別棟	（別表第 1 の確認申請手数料）× 0.2 × (N-1)

※ N：構造計算上の別棟となる総棟数

別表第 1－6 省エネ適判によらない住宅用途（省エネ基準審査）

用途及び床面積の合計（㎡）		手数料の額（単位：円）
一戸建ての住宅	200 以内	30,000
	200 超 ～	50,000
共同住宅・長屋	基本料金	80,000
	1 住戸当たり	4,000/戸

別表第2 床面積の算定方法：確認申請

			床面積の算定	
			直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が	
			当社	当社以外
新築 改築 移転	新規		延べ床面積	
	計画変更		計画変更により増加した部分 ＋増加以外の変更部分の1/2	延べ床面積
	当社での 審査を取り下げ後、 概ね同一の計画を再申請		直前の手続時に算定した床面積 の1/2	
増築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更	新規	同一棟のみ	計画部分 ＋計画部分以外の 既存部分の1/4	計画部分 ＋計画部分以外の 既存部分の1/2
		別棟あり	計画部分 ＋同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/4 ＋既存別棟の1/8 (別棟の上限：2,000㎡)	計画部分 ＋同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/2 ＋既存別棟の1/4 (別棟の上限：2,000㎡)
	計画 変更	同一棟のみ		計画部分 ＋計画部分以外の 既存部分の1/2
		別棟あり	計画変更により増加した部分 ＋増加以外の変更部分の1/2	計画部分 ＋同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/2 ＋既存別棟の1/4 (別棟の上限：2,000㎡)
	当社での審査を 取り下げ後、 概ね同一の計画を再申請		直前の手続時に算定した床面積 の1/2	

別表第3 昇降機等の手数料の額

設 備	一基当たりの手数料の額（単位：円）			
	確認申請		完了検査	
昇降機（下記以外）	50,000		50,000	
昇降機（型式適合認定） （ホームエレベーター等）	別願	40,000	別願	40,000
	併願	20,000	併願	20,000
小荷物専用昇降機	別願	20,000	別願	20,000
	併願	10,000	併願	10,000

※ 建築物の確認申請が弊社でない場合は別途手数料を加算する。

別表第4 工作物の手数料の額

工作物		一の申請に係る手数料の額（単位：円）	
		確認申請	完了検査
令138条第1項（煙突・鉄柱・広告塔・高架水槽・擁壁等） 令138条第2項（昇降機・高架の遊戯施設等）		50,000	50,000
令138条第3項（製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等）		74,000	74,000
変更申請の場合 令138条第1項 令138条第2項 令138条第3項	確認を受けた工作物を 変更して再提出する場合	48,000	

別表第5
仮使用の認定手数料

仮使用の床面積の合計（㎡）	認定手数料の額 （直前の確認が当社の場合） （単位：円）	認定手数料の額 （直前の確認が当社でない場合） （単位：円）
200 以内	115,000	155,000
200 超 ～ 1,000 以内	160,000	240,000
1,000 超 ～	280,000	380,000

別表第 6 床面積の算定方法：中間検査

区分		特定工程	床面積の算定
階数が3以上の共同住宅		2階の床及びこれを支持する梁の配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
建設地の特定行政庁が指定する工程	基礎	基礎配筋完了時	最下層の床面積
	木造	屋根工事完了時	延べ床面積
		全軸組緊結完了時	
		小屋組完了時	
	R C 造	最下階から2つ目の床版配筋完了時	最下層の床面積+最下層から2つ目の床面積
		地階を除く地上2階の床配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
	S 造	1階鉄骨建て方完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
		軸組の接合完了時	延べ床面積
	S R C 造	軸組の接合完了時	延べ床面積
		最下階から2つ目の床版配筋完了時	最下層の床面積+最下層から2つ目の床面積

注：複数の特定工程・工区分け等で、中間検査を2回以上実施する場合は、それまでに実施した中間検査の対象床面積を除いた面積とする。

別表第 7-1 床面積の算定方法：完了検査

区分		床面積の算定
新築 改築 移転	新規	延べ床面積
増築 大規模の修繕 大規模の模様替え	同一棟のみ	計画部分 + 計画部分以外の既存部分の1/4
	別棟あり	計画部分 + 同一棟の計画部分以外の既存部分の1/4 + 別棟の1/8（別棟の上限：500㎡）

別表第 7-2

建築物エネルギー消費性能適合性判定が実施された建築物の完了検査に加算される手数料の額

対象床面積（㎡）	加算される手数料の額（単位：円）	
	判定の実施者が当社	判定の実施者が当社以外
一戸建ての住宅で 200 以内	25,000	50,000
300 以内	50,000	100,000
300 超 ～ 2000 以内	100,000	200,000
2000 超 ～ 5000 以内	150,000	300,000
5000 超 ～	200,000	400,000

別表第 7-3 追加説明書（計画変更相当）の審査手数料

手数料の額（単位：円）
別表第 1、第 2、第 3、第 4 で建築確認として算出した手数料

別表第 7-4 再検査に要する手数料

手数料の額（単位：円）
別表第 1、第 3、第 4 で算出した手数料 × 0.5

別表第 7-5 予約変更に要する手数料

※ 検査の予約変更は原則として認めないが、やむを得ないと認める事情がある場合に限り、予約日の前日（前日が弊社休業日の場合は休業日の前日）までに行う予約変更は認めるものとする。

期限	手数料の額（単位：円）
検査予定日前日まで	10,000
検査予定日当日	全額

別表第 7-6 東京駅から直線距離にして50kmを超える検査にかかる出張費

手数料の額（単位：円）
交通費及び宿泊費の相当額

別表第 7-7 省エネ適合性判定等に係る軽微な変更の内容の確認

ルート種別	手数料の額（単位：円）
ルート A	建築物省エネ法判定業務手数料別表 3-1（税抜金額で注意事項を反映したもの）× 0.1
ルート B	建築物省エネ法判定業務手数料別表 3-1（税抜金額で注意事項を反映したもの）× 0.2

確認検査手数料の減額について

株式会社都市建築確認センター確認検査業務手数料規定第 11 条（手数料の減額）において、別の定めは下記の通りとする。

- ① 確認申請において、一定期間内（概ね 1 年以内）に概ね 1 km の範囲内に 10 件以上の申請が見込める場合。（別表第 1 建築確認欄の手数料から減額（上限 20 %））
- ② 確認申請において、一定期間内（概ね 1 年以内）に同一規模同一規格の物件が 20 件以上の申請が見込める場合。（別表第 1 建築確認欄の手数料から減額（上限 20 %））
- ③ 中間検査または完了検査において、概ね 1 km 以内の範囲に 5 棟以上の申請を同日で行う場合。（別表第 1 中間検査・完了検査欄の手数料から減額（上限 20 %））
- ④ 当機関にて建築基準法適合状況調査を行い、既存不適格の検討があらかじめ確認できている場合。（既存部分の面積を考慮せず、増築、用途変更部分を新築部分として読み替えた手数料）
- ⑤ 取止取下再申請において、前願の申請の内容とほぼ同一であり、審査業務に負担がなく、事務作業のみとなる場合。（別表第 1 建築確認欄の最低金額）
- ⑥ 増築、大規模の修繕・模様替、用途変更において、同一棟の計画部分以外の既存部分の 1 / 2 の面積が計画部分より過大に大きく実際の業務量と乖離する場合は、計画部分以外の既存部分の 1 / 2 の面積を 2, 000 m²とみなして算定することができる。